

## 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年7月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0731第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が下記のとおり改正され2019年8月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■「検査実施料」の留意事項改正

##### ● 検査方法が追加された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D012 感染症免疫学的検査</b>					
37	(1→3)-β-D-グルカン	ELISA法	213	免疫 144	*

[注]下線が追加変更されました。

\* : (1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又は ELISA 法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」の D-アラビニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。